脱炭素製品普及促進等委託業務公募型プロポーザル仕様書

1 業務名称

脱炭素製品普及促進等委託業務

2 業務の目的

本県は、地球温暖化・気候変動への対応として、「高知県脱炭素社会推進アクションプラン」(令和4年3月策定・令和6年3月改定)に基づき、「2050年カーボンニュートラルの実現」と「経済と環境の好循環」の創出に向けて、県民・事業者・行政等が一丸となった「オール高知」での取組を推進している。その取組の一環として、令和5年度に、脱炭素に関するあらゆる情報を発信するとともに、県内事業者によるグリーン化関連産業(脱炭素につながる製品や環境に配慮した製品・サービス等を製造・販売・提供等する産業)の育成・振興に向けて、県内事業者の脱炭素につながる取組や製品等を効果的に発信するポータルサイト「こうちの脱炭素スタートサイト「こっから。」」を構築し、運用を行っている。

本業務は、同サイト内に登録されている事業者の取組や製品等について、取材・記事作成・サイト掲載を行い、広く周知することで、県民や他の事業者の脱炭素への更なる取組を促すこと及び取材対象事業者の企業イメージ向上・利益増等を実現させ、環境に配慮した取組が経済活動を循環させる「経済と環境の好循環」の創出につなげることを目的として行うものである。

3 履行期間

契約締結日から令和7年3月31日までとする。

4 実施事項

(1) 環境計画推進課関係業務

- ア ポータルサイト「こうちの脱炭素スタートサイト「こっから。」」(https://cn-portal.pref. kochi.lg.jp/。以下「サイト」という。)内に登録されている事業者(サイト内の「こうち脱炭素パートナー」を指す。)の取組及び製品等(サイト内の「こうちグリーン製品・サービス」を指す。以下、事業者の取組や製品等をあわせて「事業者の取組等」という。)に関する取材・撮影を行い、WEB上で公開するための記事を合計14本作成すること。
- イ 県内の脱炭素先行地域に選定されている5市町村(須崎市、日高村、北川村、檮原町、黒潮町)の先進的な取組に関する取材・撮影を行い、WEB上で公開するための記事を合計5本 作成すること。

(2) 環境対策課関係業務

「高知県リサイクル製品等認定制度」(https://www.pref.kochi.lg.jp/doc/renintei-index/を参照)において認定されている「高知県リサイクル製品認定事業者」(別表参照)に関する取材・撮影を行い、WEB上で公開するための記事を合計17本作成すること。

5 業務内容

※記載の業務内容以外にも、県民・事業者の脱炭素に向けた取組を促進するための効果的な取組があれば、随時提案すること。

(1) 取材・記事作成業務全般について

ア 実施体制等について

- ①受託者は、委託契約締結後、4及び5に示した業務内容について、実施スケジュールや業務 従事者氏名を記載した「業務計画書」(任意様式)を作成し、県に提出すること。なお、設定 するスケジュール・体制は実現可能な範囲内で最大の効用が得られるものであることとし、 事業の進捗度や県からの指示に応じて、柔軟に対応すること。
- ②県と協議を行った際には協議録(協議の概要)を作成し、協議後3営業日以内に県に電子メール の形で提出すること。
- ③複数者への取材について日程をまとめて実施することは差し支えないが、概ね1週間ごとに 記事をweb上で公開することを予定しているため、対応できるスケジュールを設定すること。

イ 取材・記事作成業務全体の条件について

- ①取材を行う際は、少なくとも取材日の1週間前までに取材先を決定し、県及び取材先に連絡を 取り了承を得ること。
- ②記事案は、サイトのCMS(WordPress)を用いて作成すること。なお、公開作業は県で行うため、 案の完成後、下書き状態として県の確認を受けること。
- ③取組趣旨を踏まえ、県民や事業者の脱炭素やリサイクルに向けた取組を促すような記事とする こと。
- ④イラストや取材先提供の写真等も活用し、多くの県民が興味を引きやすく、かつ読みやすい 文字サイズ・文章量・デザイン構成・文章表現とすること。なお、有料の素材を活用する場合の 費用は受託者の負担とする。また、必要に応じて県からのイラスト素材等の提供は可能である。
- ⑤記事には、取材時に撮影した写真を2枚以上用いること。なお、記事内に使用する写真のうち 少なくとも1枚は、人物(インタビュイー、社員集合写真等)を写したものを使用すること (取材先からそのような写真は不要である意思が示された場合を除く。)。
- ⑥記事のデザイン構成は、サイトの雰囲気やコンセプトに合致するものとし、主にスマートフォン やタブレットでの閲覧者が多くなることを想定したものとすること。
- ⑦記事をサイト上に掲載する際にあわせてSNS (X・Instagram) を活用して発信すること想定しているため、取材時に撮影した写真を用いて、SNS掲載用の画像(アスペクト比1:1)を作成し、記事提出時にあわせて提出すること。
- ⑧記事公開後、取材先に、最終記事の内容をA4・2枚程度にまとめたものを提供(電子メール 等によりPDFデータを送付又は印刷したものを郵送)すること。

(2) 環境計画推進課関係業務について

- ①毎月2本以上の記事案を作成し、県の確認を受けること。
- ②事業者等の取組の取材(4(1)ア)にあたっては、記事を読んだ他の事業者(特に同業種)が取組をはじめるきっかけとなる記事となるよう工夫を行うこと。

- ③脱炭素先行地域の取組の取材(4(1)イ)にあたっては、各役場の担当者と日程・取材先等を調整の上、取材を行うこと。
- ④ 1 記事は 1 名で執筆すること。複数名により記事単位で分担して執筆することは差し支えないが、全体的な統一性を揃える(いわゆるトンマナを揃える)こと。

(3) 環境対策課関係業務について

- ① 1 記事は 1 名で執筆すること。複数名により記事単位で分担して執筆することは差し支えないが、全体的な統一性を揃えること。ただし、環境計画推進課関係業務とのトーンは異なっても 差し支えない。
- ②環境対策課関係業務に係る予算は1,832千円以内とすること。

(4) その他

請求時には、環境計画推進課業務分と、環境対策課関係業務とを区分し、内訳が分かるように請求を行うこと。共通経費や切り分けられない経費は環境計画推進課関係業務分に計上して 差し支えない。なお、支払については、両課分をあわせて行うことを想定している。

6 成果物等

本業務が終了したとき、次に掲げる内容等をまとめたものを提出すること。

(1) 業務全体に関するもの

<u>ア〜カをまとめた紙媒体 1 部及び電子データ(ウイルスチェックを実施したCD又はDVD) 1 部</u>を提出すること。

- ア 業務完了報告書
- イ 取材先一覧
- ウ 作成を行った記事データ
- エ 取材・記事作成により撮影した写真データ等
- オ 取材後に取材先に提供した記事データ
- カ 協議の議事録
- キ その他県から指示があったもの

(2) 環境対策課関係業務に関するもの

ア〜エをまとめた紙媒体2部(正本1部・副本1部)及び電子データ(ウイルスチェックを 実施したCD又はDVD) 1部を提出すること。

- ア 業務完了報告書(4(2)に関するもの)
- イ 取材先一覧(4(2)に関するもののみ抽出)
- ウ 作成を行った記事データ (4(2)に関するもののみ抽出)
- エ 取材・記事作成により撮影した写真データ(4(2)に関するもののみ抽出)
- オ 取材後に取材先に提供した記事データ(4(2)に関するもののみ抽出)
- カ 協議の議事録(4(2)に関するもののみ抽出)

7 著作権の扱い

- (1) 委託業務の成果物(記事のほか、本業務実施にあたり撮影した写真や作成したイラスト等を含む。以下同じ。)に係る著作権(著作権法(昭和45年法律第48号)第21条から第28条までに定める全ての権利を含む。以下同じ。)は、成果物の引渡しのときをもって受託者から県に移転するものとする。
- (2) 受託者は、県に対し、次の各号に掲げる行為をすることを許諾するものとする。
 - ア 成果物の内容を公表すること。
 - イ 成果物を利用して県の業務を実施すること。
 - ウ 前号の目的及び運営、広報等のために必要な範囲内で、成果物を県が自ら複製し、若しくは 翻案、変形、改変その他の修正をすること又は県の委託した第三者をして複製させ、若しくは 翻案、変形、改変その他の修正をさせること。
- (3) 県が著作権を行使する場合において、受託者は、著作権法第19条第1項又は第20条第1項 に規定する権利を行使しないものとする。
- (4) 受託者は、成果物の内容を公表してはならない。ただし、あらかじめ県の承諾又は合意を得た場合はこの限りでない。
- (5) 受託者は、県に対して、委託業務の成果物が、第三者の著作権を侵害するものでないことを 保証する。
- (6) 成果物に既存著作物等が含まれる場合には、受託者が当該既存著作物等の使用に必要な費用の 負担及び使用許諾等に係る一切の手続きを行うこと(受託者が提供した既存著作物等は除く)。 また、フリー素材を使用した場合も含めて、当該既存著作物等の権利関係を明確にして業務 完了報告書にまとめ、県に提出すること。
- (7) 委託業務の成果物が第三者の著作権を侵害し、第三者に対して損害の賠償を行い、又は必要な措置を講じなければならないときは、受託者がその賠償額を負担し、又は必要な措置を講じなければならない。ただし、当該侵害が県の責めに帰すべき事由による場合は、この限りでない。

8 留意事項

- (1) 仕様書の内容については契約後、予算の範囲内で変更する場合がある。
- (2) 受託者は、県と十分に打ち合わせを行い、業務の進捗状況について随時県に報告し、県から 必要な指示を受けること。
- (3) 委託契約書及び本仕様書に記載されていない事項や疑義が生じた場合は、県と受託者双方が協議をして、これを処理すること。

9 参考となる資料

- ○第Ⅱ期高知県脱炭素社会推進アクションプラン
- ○第Ⅲ期高知県脱炭素社会推進アクションプランPR版パンフレット https://www.pref.kochi.lg.jp/soshiki/030901/cnap.html
- ○高知県認定リサイクル製品等認定制度 紹介パンフレット https://www.pref.kochi.lg.jp/doc/renintei-ichiran/

【問合せ先】

高知県林業振興・環境部環境計画推進課

担当者 川澤、森田

TEL 088-821-4841 FAX 088-821-4530

E-mail 030901@ken.pref.kochi.lg.jp

高知県リサイクル製品認定事業者一覧

	事業者	住所
1	金星製紙株式会社	高知市井口町63
2	株式会社国際環境技研	高知市仁井田4519
3	田中石灰工業株式会社	南国市稲生3185
4	溝渕林産興業株式会社	南国市双葉台6-1
5	株式会社エコアス馬路村	高知県安芸郡馬路村馬路1464-3
6	ゆすはらペレット株式会社	高知県高岡郡梼原町広野647(梼原町森
0		林組合内)
7	株式会社エコデザイン研究所	高知市土佐山弘瀬3345-1
8	有限会社須崎サブコン	高知県高岡郡中土佐町久礼7109-16
9	東洋電化工業株式会社	高知市萩町二丁目2-25
10	四国ブロック工業株式会社	高知県吾川郡いの町柳瀬上分74-1
11	大林道路株式会社 高知りょうまアスコン	高知市春野町弘岡下親田2483-1
12	株式会社南四国アスコン	南国市稲生4012
13	株式会社高知リサイクルセンター	高知市重倉924-3
14	株式会社近澤建設	高知県吾川郡いの町波川2579
15	鹿島道路株式会社 中村合材製造所	四万十市具同7234
16	株式会社グリーン・エネルギー研究所	宿毛市平田町戸内3661-55
17	株式会社モリシカ	高知県吾川郡いの町加田1571